

そなえる



1994
NO.87

1994年(平成6)10月20日発行
○発行／川崎市
○編集／土木局防災対策室
〒210 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 (044) 200-2111 内線2840

大災害 みんなで備えればこわくない

川崎市総合防災訓練

去る9月1日「防災の日」宮前区菅生緑地において、川崎市域直下を震源とするマグニチュード7、震度6の地震発生を想定し、川崎市総合防災訓練（中央会場訓練）が約2,000人の参加を得て実施されました。

川崎市総合防災訓練中央会場

午前10時00分、地震発生音に続いて、会場に設置した大型画面に※「震災対策支援システム」による被害予測や応急対策活動の指針などの画像情報が表示され、「市内の各所で家屋の倒壊や火災が多数発生し、被災者も多数見込まれている。また、道路の損壊等をはじめ、交通機関や電気、ガス、水道、電話等のライフライン施設もかなりの被害を受けたもよう。」との想定で、災害対策本部設置、避難誘導、救出救護、ライフライン施設応急復旧など各種の訓練が行われました。

なかでも、救援物資緊急輸送訓練では、川崎市と援助協定を締結している山形・新潟・富山・静岡の4市と七都県市から横浜・千葉の2市による非常用食糧の輸送が行われ、災害時にも心強い味方がいるということを改めて感じられた方多かったです。また、地元宮前区の自治会・町内会の皆さんによる応急救護や初期消火では、見事なチームワークによる的確な対応を見ることができました。

これからもこのような防災訓練を繰り返し、より多くの方々が参加されることにより、地震に対する備えを堅固なものとし、「自分たちのまちは、自分たちでまもる」を合言葉に、まずご家庭内、そしてご近所どうしの協力により町内の防災対策を充実させてください。

※コンピュータが予め入力してある市内全域の地盤、建物、人口などのデータに、感知した地震のデータを総合して、発生する被害を予測し、行うべき対策の指針を示すシステム。

災害時用仮設トイレ確保の協定について

大地震が発生し、周辺地域が危険な状態となったときに避難する広域避難場所は、情報伝達、給食給水、応急救護活動などの拠点となります。忘れてならないのがトイレの確保です。

川崎市では、災害時用の簡易組み立てトイレの備蓄を毎年計画的に行っており、現在231基を各生活環境事業所と災害用備蓄倉庫などに備蓄しています。さらに充実した体制とするため、このたび、リース会社4社と「仮設トイレ供給設置のための協定」を締結し、緊急時に必要な数の仮設トイレを確保することとしました。

なお、現在発生の切迫性が指摘されている地震では、約1,300基の仮設トイレが必要と想定されています。

地域に密着した防災活動を目指して

あなたのまちの消防団

皆さんは消防団についてどのようなイメージをお持ちでしょうか。今回は、いざというとき頼りになる身近な存在の消防団についてお知らせします。

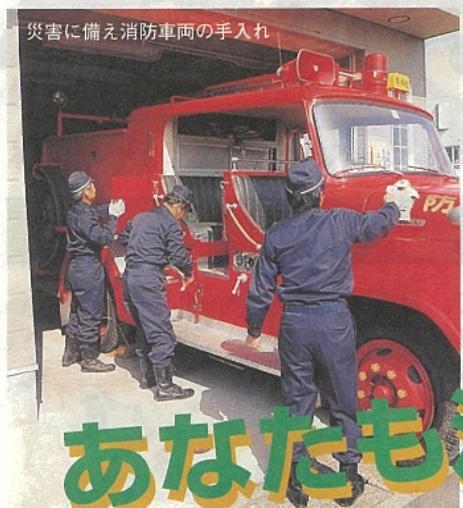
消防団の歴史は古く、江戸時代の「いろは四十八組」の町火消しに端を発するといわれ、明治時代の消防組、戦前から戦後にかけての警防団を経て、昭和23年に現在の消防団制度が確立されました。

消防団員は、特別職の公務員として、通常はそれぞれの職業を持ちながら、我がまちは自らの手で災害から守ろうという崇高なボランティア精神によって、日夜災害の防除に活躍しています。

川崎市の消防団は、川崎区に2団、その他の各区に1団の計8団、総団員数1,345名、消防ポンプ53台で組織されており、次のように直接皆さんのお暮らしに関わる安全を確保するための活動を行っています。



操法大会で日頃の訓練成果を競う消防団員



あなたも消防団で活躍してみませんか?

◎被害を少なくする活動

- 1 火災予防
- 2 火災の消火活動
- 3 風水害、地震災害への出動

◎各種の警備

- 1 風水害時の警戒・広報活動等
- 2 年末年始の火災特別警戒

◎地域の防災活動への参加

- 1 街角防災訓練
- 2 地震、火災から生命を守る区民の集い・消防の集い

また、災害時には機敏性、迅速性が要求されますので、日頃から休日、夜間等の時間をさいて計画的に規律訓練、ポンプ操法、水防訓練などを行い、技術の向上と体力鍛成に努めています。

これからも、地域に密着した消防団を目指して活動してまいります。

◎お問い合わせは各消防署予防課庶務係へ

火の用心7つのポイント

ちょっと…、ついうっかり…

をなくして、日頃の注意と心がまえで火災を防ぐことができます。



②寝たばこやたばこの投げ捨てをしない



①家の回りに燃えやすいものを置かない



④子供には、マッチやライターで遊ばせない



③天ぶらを揚げるときは、その場をはなれない



⑥ふろの空だきをしない



⑤風の強いときは、たき火をしない

平成5年度の
火災1件あたりの損害額は
約250万円



⑦ストーブには、燃えやすいものを近づけない

火災による焼死者をなくし、大切な財産を守る
今年の秋季火災予防運動のスローガンは…
「安心の暮らしの中心 火の用心」
この機会にわが家の火災予防運動を行いましょう。

★寒い季節になると空気が乾燥し、火を使うことも多くなり、火災件数も増えてきます★

秋季火災予防運動を実施します

[1月9日～1月15日]